

建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて

平成29年2月1日

駒ヶ根市総務部財政課

駒ヶ根市建設工事執行規則第31条4項及び駒ヶ根市建設工事契約約款第10条第3「現場代理人の常駐義務の緩和処置」の運用について、必要な事項を定めるもの。

1 現場代理人の兼任

発注者が、工事の内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した工事については、兼任を認める。

(1) 兼任することができる工事

次の条件をすべて満たす工事のうち、発注者が兼任可能と判断したものを対象とする。

- ① 駒ヶ根市発注工事の間で認める。ただし、国又は長野県並びに他市町村の工事等（以下「県工事等」という。）において、当該発注者が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- ② 兼任可能な件数は、2件までとする。
- ③ 当初契約の請負代金額が2件とも3,500万円未満のものとする。
ただし、平成26年2月3日付け国土建272号通知における建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについて該当する工事はこの限りではない。
- ④ 工事個所は2件とも長野県伊那建設事務所管内に位置する工事とする。

(2) 兼任することができない工事

- ① 交通量10,000台/日以上片側通行規制工事
- ② 労働安全衛生規則第90条に該当する工事
- ③ 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事
- ④ 駒ヶ根市低入札価格調査制度に基づく低入札調査基準価格を下回る価格で落札した工事

2 兼任を認める際のその他条件

- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
- (2) 現場代理人が工事現場を離れる際には、工事現場の安全対策等の対策を図ること。
- (3) 現場代理人が工事現場を離れる際には、監督員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (4) 既に現場代理人となっている工事の発注者に対し、現場代理人の兼任に関する照会書（以下「照会書」という。）を提出し承認を得ること。

- (5) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。
- (6) 兼任が認められた場合においても、監督員が特に必要と認める期間については、現場代理人は当該工事現場に常駐すること。

3 現場代理人の兼任に関する手続等

(1) 照会書の提出

- ① 駒ヶ根市発注間の場合、受注者は落札決定後に照会書（駒ヶ根市発注工事間）（様式 1）を兼任の可否を照会する新たに兼任する工事の担当課長へ提出すること。
- ② 県工事等との兼任の場合、受注者は、落札決定後に既に現場代理人となっている工事の発注者に照会書（県工事等との兼任）（様式 2）により承認を得たうえで、新たに兼任する工事の担当課長へ提出すること。
- ③ 市発注間の場合で、いずれも当初の請負額が 500 万円未満の場合は兼任届の提出を省略することができる。

(2) 発注者による審査

発注者は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼任の可否について判断する。

なお、市発注工事間の兼任については、新たに兼任する工事の工事担当課長が、既に現場代理人となっている工事の工事担当課長と協議して兼任の可否について判断する。

(3) 発注機関による契約者への回答

発注者は、照会書により兼任の可否を回答する。

受注者は兼任の回答を受けたのち現場代理人届を提出する。

[参考]

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）

（平成 26 年 2 月 3 日付け国土建第 272 号）

1. 建設業法施行令第 27 条第 2 項の当面の取扱いについて

令第 27 条第 2 項においては、同条第 1 項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は接近した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

（1）工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の接近した場所において同一の建設業者が施行する場合には、令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。